



# 各種助成制度・手当等

## □ 子ども医療費助成事業

問 子どもみらい課 ☎66-3237

### 対象者

中学校修了年度までの子ども（非課税世帯については高校修了年度までの子ども）が医療機関等を受診した際に支払った保険診療の一部負担金を助成します。  
令和7年4月1日診療分から、全ての対象者の県内医療機関等の窓口負担（保険診療による一部負担金のみ）が無くなります。  
※令和7年3月診療分までの医療費は、医療機関等の窓口でお支払い後に市から助成します。  
※県外医療機関等や医療用装具の医療費助成は、申請が必要です。

## □ 児童手当

問 子どもみらい課 ☎66-3237

### 対象者

高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している方が手当を受けることができます。  
出生日の翌日から15日以内に申請が必要です。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

## □ ミルク助成事業

問 子どもみらい課 ☎66-3293

市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する方を対象にミルク購入にかかる費用を助成します。申請日から満1歳の誕生月末までが助成対象となるのでお早めに申請してください。

### 対象者

- ①HTLV-1の抗体が陽性により母乳を与えることができない方
- ②母親の病気により母乳を与えることができない方（医師から母乳を中止するよう指示があった方）
- ③多胎児（うち第1子を除いた乳児）

## □ 養育医療給付事業

問 子どもみらい課 ☎66-3237

医療を必要とする出生児に対して、入院にかかった費用の助成（保険診療分のみ）を行います。出生後30日以内（但し、退院が出生後30日以降の場合は、退院日の前日まで）に申請が必要です。

### 対象者

出生時の体重が2,000g以下の児童又は症状により対象要件に該当する児童

— 広 告 —

わたしたちは快適環境・創造企業です。  
地域と共に……

**IWA SO.**  
CARING FOR THE ENVIRONMENT

廃水処理と廃棄物処理  
有限会社 岩 扫

■本 社 ☎899-5231 鹿児島県姶良市加治木町反土 1831-2  
■溝辺支店  
〒899-6401 鹿児島県霧島市溝辺町有川 498-3  
TEL (0995)59-2859 FAX (0995)59-2838

TEL (0995)63-3777 FAX (0995)62-3602  
■小山田堆肥化センター  
〒899-5203 鹿児島県姶良市加治木町小山田 974-2  
TEL (0995)62-0385 FAX (0995)62-0385

**子育て短期支援事業(ショートステイ)****問 子どもみらい課 ☎66-3237**

保護者の疾病や育児疲れなどにより家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合や経済的な理由により緊急一時に母子を保護することが必要となつた場合に、児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設で一定期間、養育・保護を行います。

**対象者**

次の条件にあてはまる18歳未満の児童又は母子等を児童福祉施設で一定期間、養育・保護します。

- 保護者の疾病
- 出産・看護・事故又は公的行事への参加
- 育児疲れ・育児不安
- DV等による緊急一時避難

**養育・保護施設**

児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設

**利用期間**

原則7日以内

**利用料**

所得や年齢により決定

**その他**

施設の利用状況によりご希望に添えない場合があります。

**特別児童扶養手当****問 子どもみらい課 ☎66-3237****対象者**

20歳未満で、身体または精神に中度以上の障害(法令で定められた程度の障害)のある児童を監護している父もしくは母(所得が多い方)、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けることができます。所得制限があります。

自立支援医療(育成医療)給付については、P34を参照


**『もれで本當?』 子育ての疑問**


**Q 利き手は直した方がいい?**

**A 使いやすい手を使わせてあげて!**

以前は様々な物が右手用に作られていたため、右手への矯正が一般的でしたが、最近は左手用の製品も充実しており、不便も無くなっています。無理な矯正是子どもの負担となるため、使いやすい手を使わせてあげてください。



マークの  
説明

手続きが必要なサービス

スマートフォン



家族にもおすすめ情報

相談

## 児童扶養手当

問 子どもみらい課 ☎66-3237

### 対象者

次の条件にあてはまる「児童」を監護している父(母)、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けることができます。なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までをいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満まで対象児童となります。

- ①父母の離婚、死亡などにより、ひとり親家庭で養育されている児童
- ②父または母が重度の障害にある家庭で養育されている児童
- ③その他(遺棄、棄児、父母の拘禁、保護命令、未婚など)

※本人及び扶養義務者等の所得制限があります。

## ひとり親家庭等医療費助成事業

問 子どもみらい課 ☎66-3237

### 対象者

次の条件にあてはまる「児童」を監護している「ひとり親家庭」の方の保険診療による医療費の一部を助成します。なお「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある者をいいます。ただし心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満まで対象児童となります。

- ①ひとり親家庭の父、又は母、及び児童(離婚、父又は母の死亡・障害・生死不明・遺棄・拘禁等、未婚、保護命令)

- ②父母のない児童

※本人及び扶養義務者等の所得制限があります。

## 母子家庭等自立支援給付事業

問 子どもみらい課 ☎66-3237

### 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が主体的に行う職業能力の開発を推進するため、県などにおける就職相談を通じて、市が予め指定した職業能力の開発の講座を受講し、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。

### 対象者

- ①母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ②雇用保険法による教育訓練給付の受講資格のない方  
(※ハローワークで同じ制度の給付が受けられます。ハローワークの教育訓練給付対象の方は、本給付との差額を支給します。)

### 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

### 支給額

対象の教育訓練の受講のため支払った費用の一部(※給付上限と下限があります。)

### 手続き

受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受ける必要があります。

### 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に際し有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格にかかる養成期間について、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して給付する。また、入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給する。

各種助成制度  
手当等

## 対象者

- ①児童扶養手当の支給を受けている方、もしくは同等の所得水準にある方
- ②養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方

## 対象講座

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、システムズ認定資格、LPI認定資格等

各種助成制度

## 支給内容

修業期間(上限4年)、毎月支給します。

## 手続き

養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業予定の方は、養成機関の受験前に、市窓口にお問合せください。

## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

## 対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父で就学経験、就業経験、技能、資格の習得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方

## 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

## 内容

講座の形態によって支給額を決定します。  
(給付上限と下限があります)

## 手続き

受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受ける必要があります。受講開始後の事後申請は認められません。

## 始良市母子寡婦福祉会

### 問 子どもみらい課 ☎66-3237

各種研修会を通して、母子家庭、寡婦の情報交換の場としてご活用いただけます。(年会費1,000円)

母子・父子・寡婦の交流活動を通して情報交換を行っています。

## 対象者

始良市在住の母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

## 活動内容

県母子寡婦父子家庭大運動会参加、各種研修会開催など

## 母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事業

### 問 子どもみらい課 ☎66-3237

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を支援するため、鹿児島県では「母子(父子)(寡婦)福祉資金」を低金利または無利子でお貸ししています。

## 対象者

母子家庭の母または児童、父子家庭の父又は児童、寡婦

※貸付内容により、対象者の制限があります

## 貸付内容

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など

※貸付には、条件がありますのでご相談ください。

